



島根県報

令和6年6月28日（金）

第 5 2 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧	（廃棄物対策課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森林整備課）	2
島根県資源管理方針の変更	（水産課）	4
知事管理漁獲可能量の設定（2件）	（ 〃 ）	25
知事管理漁獲可能量の変更	（ 〃 ）	26
車両制限令の規定による道路の指定	（道路維持課）	27
津波災害警戒区域の指定	（河川課）	27
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更	（審査指導課）	27
島根県文化財保存事業費補助金交付要綱の一部改正	（文化財課）	28

【公 告】

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市町村課）	28
令和6年度登録販売者試験の実施	（薬事衛生課）	30
特定計量器の定期検査の実施	（商工政策課）	31
公共測量の実施	（技術管理課）	32
公共測量の実施の変更	（ 〃 ）	32
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河川課）	33

【特定調達公告】

車両捜査支援システムの賃貸借契約に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	34
--------------------------------	--------	----

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		35
---	--	----

告 示

島根県告示第433号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請者

株式会社幸栄通産 代表取締役 向村 武晴

安来市門生町1065番地7

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

安来市伯太町赤屋726番17外

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（安定型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管及び廃石膏ボードを除く。）、ゴムくず、がれき類（以上5品目については、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

令和5年4月26日

6 縦覧場所

島根県松江市東津田町1741-3 松江市・島根県共同設置松江保健所

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 令和6年6月28日から同年7月29日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出等**(1) 意見書の記載内容等**

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。

(1) 意見書の提出期限

令和6年8月12日

(2) 意見書の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県環境生活部廃棄物対策課

島根県告示第434号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町上阿井2607-9
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上阿井2607-9（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第435号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
仁多郡奥出雲町上阿井2633-1
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上阿井2633-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第436号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、島根県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県資源管理方針

令和2年12月25日 公表
 令和3年3月22日 変更
 令和3年6月30日 変更
 令和3年12月28日 変更
 令和4年3月31日 変更
 令和5年9月8日 変更
 令和5年12月26日 変更
 令和6年3月26日 変更
 令和6年6月28日 変更

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約12万トン、生産額は約198億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,500人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係

団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導するものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源について少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-9 ずわいがに日本海系群A海域」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 あかがれい日本海系群」から「別紙2-5 まだい日本海西・東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 あかあまだい日本海西・九州北西」から「別紙3-24 むしがれい日本海南西部系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超越のおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）は算入しない。）

2 島根県まあじその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（島根県まあじ中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が増減された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まいわし中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まいわしその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（島根県まいわし中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠

岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ(小型魚)定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(令和2年島根県規則第93号)第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間にくろまぐろ(小型魚及び大型魚)の漁獲実績を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

2 島根県くろまぐろ(小型魚)沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸く

ろまぐる漁業をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

3 島根県くろまぐる（小型魚）その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐるを採捕する漁業（島根県くろまぐる（小型魚）定置漁業及び島根県くろまぐる（小型魚）沿岸くろまぐる漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね3パーセントを留保枠とし、残りを平成22年から平成24年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。ただし、資源評価に用いるデータの収集への配慮のため上乗せして配分された数量については、当該データ収集に関わる漁業を対象とする知事管理区分に配分するものとする。

2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。

4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の

配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 小型個体の保護について

第2の1の(1)の②及び第2の2の(1)の②で規定する漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするものを除く。）においては、小型個体の保護のため、当該漁業の属する知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合には、漁業者は、全長45センチメートル未満の生存個体の放流に努めるものとする。

（別紙1－4）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

3 島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域

中西部太平洋条約海域

- ② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

- ③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね5パーセントを留保枠とし、残りを平成26年から平成28年までの漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,930隻とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により

当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まさば及びごまさばその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業（島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割を超

えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県かたくちいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県うるめいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群A海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県ずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ずわいがにを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からのその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県ずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県ずわいがに漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、42隻とする。

(別紙2-1)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況

の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

そうはち日本海南西部系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-4)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-5)

第1 水産資源

まだい日本海西・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-1)

第1 水産資源

あかあまだい日本海西・九州北西

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2)

第1 水産資源

あわび類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約19トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-3)

第1 水産資源

あんこう島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約512トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

いさき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約290トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-5)

第1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

えっちゅうばい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約340トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

きじはた日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約25トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

さざえ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約352トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11)

第1 水産資源

すずき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約154トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-12)

第1 水産資源

ちかめきんとき日本海中西部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約28トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-13)

第1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約104トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-14)

第1 水産資源

なまこ類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約80トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-15)

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-16)

第1 水産資源

ひらまさ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約475トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-17)

第1 水産資源

ひれぐる日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約173トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-18)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-19)

第1 水産資源

ほそとびうお島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約340トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-20)

第1 水産資源

まあなご島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約270トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-21)

第1 水産資源

めばる類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約94トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-22)

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約185トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-23)

第1 水産資源

まとうだい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近5年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約123トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-24)

第1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

島根県告示第437号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年6月28日 公表

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

15,800トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	15,100トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第438号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、ずわいがに日本海系群A海域に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

ずわいがに日本海系群A海域に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年6月28日 公表

ずわいがに日本海系群A海域に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

現行水準

2 知事管理漁獲可能量

島根県ずわいがに漁業区分に係る知事管理漁獲可能量は、現行水準とする。

島根県告示第439号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年6月30日 公表

令和5年11月17日 変更

令和5年12月14日 変更

令和6年2月8日 変更

令和6年5月7日 変更

令和6年5月30日 変更

令和6年6月20日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

30,600トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	29,500トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第440号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	東出雲馬潟港線	松江市東出雲町出雲郷718番10地先から同市竹矢町1444番地先まで

2 指定期日

令和6年7月1日

島根県告示第441号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 津波災害警戒区域

西ノ島町の区域（別図に示す区域に限る。）

2 基準水位

別図のとおり

（「別図」は、省略し、島根県土木部河川課及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第442号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
344	出雲市塩冶町223-1 島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 小村 慎二	出雲市塩冶町223-1 1	島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 竹原 敏正	島根県食品衛生協会出雲支 所 支所長 竹原 敏正

島根県告示第443号

島根県文化財保存事業費補助金交付要綱（昭和60年島根県告示第1018号）の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第1号から様式第5号までの様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年6月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の島根県文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により作成した用紙でこの告示の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

公 告

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

- (1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	4
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	82
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	347,236
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	3,195

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務	4
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務	1,450
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	320
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務の実施に関する事務	1
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	7,666
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	136
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	66,182
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	22,506
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者の判定に関する事務	7,785
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	118,392
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	2
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	9
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	7
電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	340
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	17
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務	22

(2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第4項の規定による書類の写しの提出に関する事務	6
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	8
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年島根県条例第35号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務	1

島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	38
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	8
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	345
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の規定による中小企業高度化資金の貸付申請又は債権管理に関する事務	5
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	3
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	2

(3) 住民基本台帳法第30条の15第1項第3号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務	153

2 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	14

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和6年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸山達也

1 試験日時

令和6年11月13日（水）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和6年9月30日（月）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求等

- (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書し、84円に相当する額の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
- (2) (1)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

5 提出書類

- (1) 試験願書 1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、写真票に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの 1通

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書等の受付期間

令和6年8月2日（金）から同月16日（金）まで

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、8月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 試験願書等の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

9 合格者の発表

令和6年12月20日（金）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、試験願書提出時に申し出ること。

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸山達也

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

- (1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月8日から12月13日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
9月9日から11月22日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	検査期日	検査時間	検査場所
美郷町	8月27日	9時30分から16時まで	美郷町役場
川本町	8月28日	9時から15時まで	川本町役場
大田市	9月3日	13時30分から16時まで	大田市役所
	9月4日	10時から16時まで	
	9月5日	9時30分から15時30分まで	
	9月6日	9時30分から14時まで	
	9月10日	13時から16時まで	
	9月11日	9時30分から17時まで	
	9月12日	9時30分から16時まで	
	9月13日	9時から15時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年6月19日から同年12月10日まで

3 作業地域

出雲市松寄下町地内

令和5年7月21日付け島根県報第432号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年6月28日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

（変更前）令和5年7月15日から令和6年3月15日まで

(変更後) 令和5年7月15日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

松江市本庄町地内

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和6年6月28日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

係留施設（その他附属物含む。） 10基

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 場所

二級河川堀川水系堀川において、出雲市大社町杵築西、杵築南、修理免地内

ア 灘橋上流約137メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

イ 流下橋下流約215メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

ウ 馬渡橋上流約230メートルの右岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

エ 馬渡橋上流約216メートルの右岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

オ 馬渡橋上流約212メートルの右岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

カ 馬渡橋上流約203メートルの右岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

キ 馬渡橋上流約200メートルの右岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

ク 馬渡橋上流約125メートルの右岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

ケ 馬渡橋下流約195メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

コ 灘橋上流約152メートルの左岸に放置されている係留施設一式及びその他附属物一式

(2) 日時

ア 令和6年6月10日9時30分から同日9時50分まで

イ 令和6年6月10日13時00分から同日13時50分まで

ウ 令和6年6月11日8時45分から同日9時30分まで

エ 令和6年6月11日9時45分から同日10時10分まで

オ 令和6年6月11日10時15分から同日10時15分まで

カ 令和6年6月11日13時30分から同日13時50分まで

キ 令和6年6月11日13時50分から同日14時20分まで

ク 令和6年6月11日14時35分から同日15時00分まで

ケ 令和6年6月12日10時35分から同日14時05分まで

コ 令和6年6月12日14時05分から同日14時30分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

ア 令和6年6月10日 14時00分

イ 令和6年6月10日 14時10分

- ウ 令和6年6月11日 11時10分
- エ 令和6年6月11日 11時15分
- オ 令和6年6月11日 11時15分
- カ 令和6年6月11日 16時45分
- キ 令和6年6月11日 16時50分
- ク 令和6年6月11日 16時55分
- ケ 令和6年6月12日 16時15分
- コ 令和6年6月12日 17時10分

(2) 場所

県道矢尾今市線 里方跨線橋 桁下 県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

- (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
- (2) 所有者等であることを証明する書類の提示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第二課 電話 0853-30-5634

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年6月28日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 件名及び数量

車両捜査支援システムの賃貸借契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

令和6年5月30日

4 落札者の氏名及び住所

NX・TCリース&ファイナンス株式会社山陰営業所 所長 土谷 嘉英 鳥取県米子市両三柳2371番8

5 落札金額

838,899,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年3月8日

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月28日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

出産に係る経費の項中「78,000円」を「85,000円」に改める。

レントゲン画像複写料の項中「CR（半切） 1枚につき 968円」及び「CR（B4） 1枚につき 880円」を削る。